平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

22202204

【1枚目】

001080401

事務事業名 市営住宅維持管理事業	部 名 等	産業建設部	政策の柱第2章 安心	して優	と かにくらせる	まち	会計一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 2. 住宅一般管理費、3. 市営住宅維持管理事業	課名等	都市計画課	政 策 名 第2節 快適	iにくら	せるまちの形成		款 8. 土木費		
事業期間 開始年度 昭和29年 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理	係 名 等	建築住宅係	施 策 名 2. 住宅対策	の推進	<u> </u>		項 4. 住宅費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	高嶋 正司	区 分住宅(整備)				1. 住宅管理	里費	
	電話番号	0765-23-103	基本事業名 多様な形態に	対応し	た市営住宅の整備	備			
◆事業概要 (どのような事業か)					実績	績		計画	
市営住宅の入居に関する管理業務及び施設の維持管理業務。 ・入居の受付、審査、決定等の事務、家賃の算定、家賃収納、滞納徴収、入居者トラブル苦情処理、などの入居に関 ・給水施設・浄化槽の法定検査、除草・樹木剪定、排水管清掃、雨漏り水漏れ修理、設備器具の故障修理、退去後修約		里業務。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ① 市営住宅の入居者		① 入居世	带数	世帯	404	402	402	402	402
②市営住宅施設	-	象 ② 管理戸	数	戸	535	508	508	508	508
		標 ③							
< 平成21年度の主な活動内容> ①住宅の修繕 ②家賃の算定・収納		① 年間修i	善依頼件数	件	90	127	90	90	90
・ 3滞納徴収事務 * 平成22年度の変更点	-	動 ② 家賃調	定額	千円	89, 086	88, 309	88, 200	88, 100	88, 000
変更なし		③ 滞納者	数	Д	38	36	34	32	31
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・市営住宅を適切かつ公平に管理し、入居者が安全で快適な生活を送れるようにする。 ・市営住宅の使用料の滞納を減らす。		① 修繕件	数	件	90	127	90	90	90
意図	-	果 ② 家賃収.標	入額	千円	87, 286	85, 650	84, 000	84, 000	84, 000
		③ 収納率		%	97. 98	96. 99	95. 24	95. 35	95. 45
その		↑成果指標が現	段階で取得できていない場合、その	取得方	法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出金 (千円)	0	0	0		
市営住宅の建設によって開始。			1014	千円)	0 12, 610	13, 362	0 12, 800		
			訳	千円)	12, 610	13, 302			
				千円)	12, 610	13, 362	12, 800	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化:				(人)	4	7	5	5	5
公営住宅の本来の目的は、低所得層に優良な住宅を低廉な家賃で供給することにあるが、近年ではバリアフリー対応、 様が求められている。また、入居者の収入の下限がなく、無収入の者でも入居できること、及び最近の経済不況によ				時間)	3, 440	3, 760	3, 360	3, 360	3, 360
る。今後も老朽化している市営住宅の修繕箇所の増加が懸念されているが、現在の市の財政状況下においては修繕費の				千円)	14, 465 27, 075	15, 811 29, 173	14, 129 26, 929	14, 129 14, 129	14, 129 14, 129
				円(9時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				握して	いる内容又は把握		の記入欄)	, ===	/
市民や議会から建物の老朽化で傷みがひどいことと、政策空家が多いことから地域の住環境の悪化を招いており、施 いる。	設の存続について方録	計を求められて			入居者に関する管 している。	管理を行う事業で	があるため、他市の)管理状況、滞納	整理方法など
			● 把握していない						

03040300

政策体系上の位置付け

222022

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直絡	古度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大		市営住宅を良好に維持管理することで、入居者が安全で快適な生活ができる
○ 直結度中		<mark>説</mark> 明
○ 直結度小		791
2. 市の関与の妥	当性	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
法令などり	こより) 市による実施が義務付けられている
○ 法令などりめ、市に。		5義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 度施が妥当
■ 民間でも*	サート	ごス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		Nるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
		以しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		公営住宅法(昭和26年法律第193号)第21条、第22条、第25条、第48条 魚津市営住宅管理条例(平成9年条例第35 号)、魚津市営住宅管理条例施行規則(平成9年規則第35号)
3. 目的見直しの	余地	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説明	
【有効性の評	F価.	
4. 成果向上の余	地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	1	家賃収納率の向上やバリアフリー化など計画的改修が必要
あり	説明	
5. 連携すること	で、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		市営住宅整備事業で施設を改善することが維持管理費用の減に結びつく
	説明	
【効率性の評価	fi]	
6. 事業費の削減	の余	地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
あり		今後、指定管理者による管理を目指したいが、住宅管理に多くの課題を抱えており、これらの解消を図らなければ制度 導入は考えられない。よって、課題が解消されるまでは市直営での管理を行なう。
7. 人件費の削減	献の金	☆地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
<i>t</i> >1	1	恒常的な業務の割合が多く、業務時間を減らすことは難しい。社会状況から申込者の増加が予想され、対応処理に人員をかけなければならなくなる事が予想される。
【公平性の評価】		
8. 受益者負担の		化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	説	市営住宅入居者が受益者。 ・家賃は法律に基づき算定している。 ・入居者の使い方、手入れの頻度などで修繕度合が違ってくる。
適正化の余地あり	明	
9. 本市の受益者		の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い	1	家賃は公営住宅法で定めた算出方法で決定しており、他市と比較しての違いは無い。
	説明	
○低い		

【必要性の評価】

0.	住会的ニース (この事務事業にとれくらいのニースかめるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
-	
1.	事務事業実施の緊急性
1.	事務事業実施の緊急性○ 緊急性が非常に高い
1.	
.1.	○ 緊急性が非常に高い
.1.	○ 緊急性が非常に高い○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)

④ 公平性	適切	● 受益者負	負担の適正化の余均	也あり
今後の事務事業の	方向性			
現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度
○ 終了	〇 廃止	〇 休止		
他の事務事業	とと統合マルは	地		

0	目的見直し
	事務事業のやり方改善

★改	革・改善案	コストと成果の方向性	
		小川田、西川原団地の建物の老朽化が著しく修繕が困難となり、入居者の住環境が劣悪 となっているため、入居者を順次他の団地に移転してもらい、空家を解体する。	コストの方向性
	次年度	となりているため、人居有を順次他の凶地に移転してもらい、至家を解体する。	
	(平成23		削減
実施	年度)		F11 //94
子			
定時		市営住宅住宅の長期修繕計画を策定し維持管理に努める	成果の方向性
期	中·長期的		
	(3 ~ 5		向上
	年間)		1.47
			l

★課長総括評価(一次評価)	
指定管理者制度への移行は、入居者の決定など公営住宅法で市で行うこととされている事務を指定管理者に行なわせることは適当でない(平成16年3月31日付け国土交通省住宅局長通知)ので、実質的に困難である。 また、平成17年6月の公営住宅法改正で導入された「管理代行制度」も適当な受託者がいない状況であるので、管理	二次評価の要否
は直営で行なっていく必要がある。 住宅使用料に関しては、平成20年4月に住宅使用料滞納整理事務処理要綱を策定しており、収納率の向上及び滞納額 の減少を図っているところである。	不要

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

事業コード

22202201

【1枚目】

001080401

事務事業名市営住宅整備事業	部 名 等 産業建設	野 政策の柱 第2章 5	安心して仮	建やかにくらせるま	きち	会計 一般会計		
予算書の事業名 4. 市営住宅整備事業	課 名 等 都市計画語	果 政 策 名 第 2 節 ¶	央適にくら	らせるまちの形成		款 8. 土木費		
事業期間 開始年度 昭和27年度 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理	係 名 等 建築住宅(施 策 名 2. 住宅	対策の推進	<u><u> </u></u>		項 4. 住宅費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 塚田 俊村	剪 区 分住宅(整体	備)			1. 住宅管理	里費	
	電話番号 0765-23-10	当31 基本事業名 多様な形態	態に対応し	た市営住宅の整備	± #I			
◆事業概要(どのような事業か) 市営住宅施設及び共同施設の整備工事(大規模な修繕・経年改修・更新・解体等)				実績	Ħ		計画	
17日は日地政人の人に別の政の正明エデ (人が)氏さわ物 性干失か 文朝 (井中寺)			単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市営住宅の施設や設備	① 団地 数	τ	箇所	14	14	14	14	1-
対象	→ 指標 ② 管理戸	数	戸	535	508	504	498	49:
	3							
< 平成21年度の主な活動内容> - 年次計画によって改修工事、更新工事等を実施 青島団地屋上防水の修理、青島団地物質の建替え(1号棟)、西川原団地老朽住宅解体、天王団地駐車場造原		更新等団地数	戸	14	6	5	3	;
	————————————————————————————————————	更新等工事費	千円	9, 872	32, 092	7, 000	7, 000	30, 50
	③ 予算額	[千円	11, 000	35, 000	7, 000	7, 000	30, 50
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) トラブルや危険箇所が改善され施設の維持管理費が軽減できる。 居住水準が向上し、快適に生活できる。	① 実施率 成果 # ② 標	《 (改修・更新工事/予算額)	%	89. 75	90. 91	100.00	100.00	100.00
そ	・住み続けたし	現酸階で取得できていない場合、そ いと答えた居住者の割合 であると答えた居住者の割合	の取得方	法を記入			1	
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		財 (1)国・県支出金	(千円)	0	0			
市営住宅の建設によって開始。		源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0 18, 572	6, 651	7, 300		
		(4)一般財源	(千円)	9, 078	14, 438	7, 300		
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	27, 650	21, 089	7, 300	0	-
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	となど)	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	
公営住宅を整備する本来の目的は、低所得者層に優良な住宅を低廉な家賃で供給することにあるが、近年ではそれに際書き出た。アン神宗書、四書神宗書の自古書館、名様が別報ばされるとれている。	こ加えて、街なか居住の推進、高齢者	・ ②事務事業の年間所要時間	(時間)	800	820	800	800	80
障害者対応、DV被害者・犯罪被害者の自立支援等、多様な役割が求められている。		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	3, 364	3, 448	3, 364	3, 364	3, 36
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	31, 014	24, 537	10, 664	3, 364	3, 36
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 市議会からは、老朽団地の建替えや、まちなかでの市営住宅の建設について要望の質問あり。		1	7営住宅施	いる内容又は把握 設の改善・改修を の必要性はない。			女年等に他市との	共通性がない

部・課・係名等 コード1

03040300

政策体系上の位置付け

コード2

222022

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】

直結度大直結度中	旧宮住ものパリアフリーになど必要な対象によって居住環境の向上を図ることは、女主女心に暮らせるまらってり 説に必要な事業と考えられる。
○直結度小	<mark>明</mark>
	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
★令などに	こより市による実施が義務付けられている
○ 法令などに め、市によ	こよる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた こる実施が妥当
	ナービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施し	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を	- 達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記え	魚津市市営住宅管理条例()第21条第1項
3. 目的見直しの	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	<mark>说.</mark> 明
	91
【有効性の評	
	山 他 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
5 1 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	居住水準の向上を図るため、施設の改善や老朽団地建替えなど計画的に実施する。
L	.
	HI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO
5. 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	说 ·
	II
「おおよりが何	.1
【効率性の評価	の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事業員の削減	すでに、直接市職員が現地調査し、工事内容や工法、費用対効果を判断して、必要最小限の工事費用に努めているので
	削減の余地はない。
	H
7. 人件費の削減	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	小規模のものは仕様書による見積書徴収により工事を発注するなど、設計や入札事務の簡素化を行っているが、これ以 上人件費を削減できる余地はない。
なし	<mark>説</mark>
	H. Control of the con
E as and a section	
【公平性の評価】	英ブルックル(湯土の日本) ウ牡ク切か仏の体みと)
	<u>適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)</u> 公営住宅であるため、管理者である魚津市が修繕整備する義務がある。ただし、入居者の責に帰する場合はこの限りで
特定受益者あり・負担なし	はない。(法21条ただし書き)
	H
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	経年劣化した施設を良好な状態に改修・改善する事業であり、受益者(入居者)の負担はない。
	Ř
	H C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
○低い	

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
● 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ○ 適切 ● 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性

★改善	革·改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		老朽団地の建替えを含めた、整備方針の検討	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
必要最小限の維持修繕と同様な工事を行なっている現状であり、耐用年数を超えた市営住宅をどのようにするか? 腰を据えた抜本的な住宅改築整備計画が必要である。	本 二次評価の要否
	必要
★経営戦略会議評価(二次評価)	